

目次

募集

女性リーダー登用先進企業募集（9月29日まで）	2
自営型テレワーカー養成講座受講者募集	3~4
女性を育てるマネジメント研修	5~6
令和5年度元気いばらき就職面接会のご案内	7
茨城県内企業の経営者と話せる！2023 いばらきを知る1Day 仕事体験	8
障害者雇用優良企業の募集	9~10
県内人事担当者向けリスティングワークショップのご案内	11~12

ご案内

いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイトのご案内	13~14
いばらき労働相談センターのご案内	15
カウンセリング講座のご案内	16~19
第52回茨城県障害者技能競技大会（アビリンピック県大会）を開催しました！	20
障害者雇用推進アドバイザーについて	21~22
中小企業退職金共済制度について	23

お知らせ

[労働局から]	
令和5年度全国労働衛生週間について	24
キャリア形成学び直し支援センターについて	25~26
時間単位の年次有給休暇を活用しましょう	27
パートタイム・有期雇用労働法について	28~29
育児・介護休業法について	30~31
「働き方・休み方改善コンサルタントを活用してみませんか？」	32
障害者就職面接会のご案内（前期）	33~34
事業場内最低賃金の引上げを検討している事業主の皆さまへ！業務改善助成金のお知らせ	35
サブスクリプション型生産性向上支援訓練のご案内	36
労働局の認定制度	37~38
人材開発支援助成金について	39
同一労働同一賃金説明会	40
[労働委員会から]	
労働委員会の窓から	41
個別的労使紛争のあっせんに係る労働相談会のご案内	42~43

女性登用に積極的に 取り組む企業を募集します!

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

< 表彰制度の概要 >

対象

茨城県内に本社又は主たる事業所を有する企業等

表彰の主な要件

- 1 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること
- 2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること
(常時雇用する労働者数が100人以下の事業主は除く)
- 3 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること
- 4 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。または役員に1人以上の女性を登用していること など

応募方法

自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦によります。
推薦書(様式1)及び推薦調書(様式2)に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、郵送又は持参してください。

提出期限 令和5年9月29日(金)まで

表彰要件の詳細及び推薦書類の様式は、いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイトからご確認をお願いします。

https://yell.pref.ibaraki.jp/womanact/leader_commendation.html

QRコード▶



茨城県 女性活躍 表彰

被表彰企業の決定

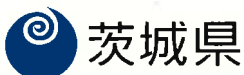
管理職等への女性の登用実績及び取組内容(育成、評価・登用、職場風土等)を総合的に評価し、被表彰企業を決定します。

提出・
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉担当

住所: 茨城県水戸市笠原町978-6 TEL: 029(301)3635(直通) FAX: 029(301)3649

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp



自営型

時間や場所を選ばずに
自分らしく働く

テレワーカー養成講座

入門コース

スキルアップコース

「自営型テレワーク」はパソコンやインターネット等を活用して、自宅などで仕事をする働き方です。
本講座は、自営型テレワークという働き方を知る「入門コース」、専門スキルを身につける「スキルアップコース」で、自分らしく働きたいあなたを応援します！



参加費
無料
託児あり
(会場開催時)

入門コース

オンライン(講座視聴用サテライト会場での受講も可能)・1日講座

概要

自営型テレワークを始めるための基礎知識や心構えを習得できる2時間のオンライン講座です。
実際に働いている方の仕事現場を紹介する動画やパネルディスカッションもあり、働き方を具体的にイメージできます。希望者には講座終了後に在宅ワークのグループ相談会を実施します。

日時

2023年 **10/6(金) 10:00-12:00**
(グループ相談会 12:00-13:00 (希望者のみ))

対象

県内在住で
自営型テレワークに興味のある女性

定員

60名

スキルアップコース

6日間の講座(会場+オンライン)&ホームワーク(eラーニング・疑似業務)

概要

自営型テレワークの専門スキルを習得するための実務トレーニングを行います。
6日間(20時間)の講座とホームワーク(eラーニング・疑似業務)による実践プログラムです。
Webライティング・Webサイト制作の2コースから選択してお申し込みください。

対象

県内在住でご自宅にインターネット環境とパソコンがあり、自営型テレワークを始めたい女性

- 原則、全6回の講座とホームワークを受講できる方
- 自宅にウイルス対策ソフトをインストールしたパソコンとインターネット環境がある方

※ご使用パソコンのOSが、Windows XP、Windows Vista、Windows 7、Windows 8、Windows 8.1の場合は受講できません。

定員

各コース **20名** ※書類選考を実施します。
(結果通知:10月17日(火) 前後)

Webライティングコース

WebライティングやSEO対策の基礎を学び、ライティングを“仕組み”から理解します。画像撮影、編集の基礎も取り入れ、記事コンテンツでオウンドメディアの成果を上げることができるライターを目指します。

Webサイト制作コース

WordPressを使った実習を通してWebサイト制作、運用に必要な基礎知識を習得します。多岐に及ぶ業務内容を理解して、ブログやコーポレートサイト等、目的に沿ったサイト制作や更新などの業務に対応できるスキルを身につけます。

▶ホームワーク(各コース共通)

- ・eラーニング
 - ・疑似業務(自営型テレワークの業務体験)
- ※2024年1月上旬まで、メンターによるサポートを受けながら、ご自宅のパソコンでご都合に合わせて実施できます。

Webライティングコース

Webサイト制作コース

初日 茨城県 三の丸庁舎	2023年 2コース合同 10/31(火) 開講式・オリエンテーション① 10:00-12:00 ※12:00-13:00 交流会(自由参加)							
	<table border="1"> <tr> <td>11/ 7(火) 講義②</td> <td>11/ 8(水) 講義②</td> </tr> <tr> <td>11/14(火) 講義③</td> <td>11/15(水) 講義③</td> </tr> <tr> <td>11/21(火) 講義④</td> <td>11/22(水) 講義④</td> </tr> <tr> <td>11/28(火) 講義⑤</td> <td>11/29(水) 講義⑤</td> </tr> </table>	11/ 7(火) 講義②	11/ 8(水) 講義②	11/14(火) 講義③	11/15(水) 講義③	11/21(火) 講義④	11/22(水) 講義④	11/28(火) 講義⑤
11/ 7(火) 講義②	11/ 8(水) 講義②							
11/14(火) 講義③	11/15(水) 講義③							
11/21(火) 講義④	11/22(水) 講義④							
11/28(火) 講義⑤	11/29(水) 講義⑤							
2~5日 オンライン (Zoom)	10:00-15:00 (お昼休憩12:00-13:00)							
最終日 茨城県 三の丸庁舎	2コース合同 12/4(月) ミニセミナー・修了式⑥ 10:00-12:00 ※12:00-13:00 交流会(自由参加)							

※初日および最終日は、原則会場での参加となります。

入門コース講師



株式会社キャリア・ママ
代表取締役

堤 香苗氏

自らの出産・育児経験をもとに、仕事も家庭も大切にしたい女性たちに自宅又は自宅周辺におけるテレワークやワークシェアリングという形態で、キャリアを生かす働き方を提案する株式会社キャリア・ママを設立。女性のキャリア支援やテレワーク推進のテーマで講演、執筆等幅広く活動中。

スキルアップコース (Webライティング) 講師



株式会社 Mind One
代表取締役

菅間 大樹氏

雑誌の制作会社や広告代理店でライター・編集者として経験を積んだのちに独立。法人設立後はこれまで約20名の在宅ワーカーの協力を得ながらオウンドメディアの記事制作、販促ツール制作などを行なっている。

スキルアップコース (Webサイト制作) 講師



まるデザイン

加登谷 美枝子氏

茨城県土浦市在住。平成27年まるデザイン開業。平成29年～ 離職者等職業訓練講師として、Word、Excel、HTML、CSS、WordPress、SEO 対策等を担当。令和4年度 茨城県自営型テレワーカー養成研修実施業務スキルアップコース「Webサイト制作コース」講師担当。

入門コース(サテライト会場)・スキルアップコース会場



茨城県三の丸庁舎

会場 水戸市三の丸1丁目5
バスをご利用の場合: 「银杏坂」バス停徒歩約7分
電車をご利用の場合: JR水戸駅「北口」徒歩15分
車をご利用の場合: 茨城県三の丸庁舎駐車場 ※無料



定員あり・無料 ※会場開催時のみ

託児 ※生後6か月以上～就学前まで ※要事前申込

昨年度の受講者の感想

あなたにエール! ~いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト~
https://yell.pref.ibaraki.jp/seminar-event/teleworker_kekka.html



実際に働いている人の話を聞けて、イメージがしやすかったです。



入門コース受講者

基本が学べ、次のステップへの足がかりになりました。



Webライティングコース受講者

短期間で、Web制作の知識を得ることができました。



Webサイト制作コース受講者

Web・電話でお申込みください

【入門コース申込締切】2023年10月5日(木) 【スキルアップコース申込締切】2023年10月10日(火)

株式会社キャリア・ママ 茨城県自営型テレワーカー養成研修実施業務事務局



<http://www.c-mam.co.jp/ibaraki/>



042-389-0220 (受付時間 9:00~17:00 土日祝日除く)

✉ ibaraki@mail.c-mam.co.jp (お問合わせのみ)



注意事項

新型コロナウイルス感染症予防等のため講座の内容が変更となる場合があります。
※いただいた個人情報は個人情報保護法を遵守し、ご本人の同意のない限り第三者には提供いたしません。



女性を育てる マネジメント研修

参加費
無料

女性を取り巻く環境を理解し、
多様な部下に対する
育成・マネジメント力を高めます。

- 対象** 女性部下を持つ管理職、経営者等
- 申込条件** 茨城県内に本社または事業所があること
- 定員** 各回先着20名 ※原則、1事業者につき1名まで
- 申込方法** WEB (いばらき電子申請・届け出サービス)
※詳細は裏面をご確認ください。



参加方式を選べます!

オンライン・対面とも研修内容は同じです。

オンライン研修

or

対面研修

2023 11/8 水 13:00-17:00

開催方法: オンライン開催 (Zoom)

2023 11/20 月 13:00-17:00

会場: 茨城県産業会館 (水戸市桜川2-2-35)

プログラム

- 1 女性活躍の現状を知る
- 2 ケース研究 ~多様な部下への対応方法を考える~
- 3 自己チェック ~自己のマネジメントスタイルを理解する~
- 4 女性を育てる5つのポイント

※ 内容は急遽変更となる場合があります。

講師



株式会社キャリアアンドブリッジ
取締役

遠藤 和氏

大手情報出版会社の地域活性事業部にて省庁、地方自治体のコンサルティング事業に従事。独立後は、全国の大学等でのキャリア開発支援・大手企業内での女性のキャリアデザインセミナー・メンター研修に携わる等、実績多数。

研修受講に関して

- オンライン研修は、WEB 会議システム Zoom を利用し、インターネット上で実施します。
- PC 等に Zoom をインストールできない場合、ブラウザでもアクセスしていただけます。

PC 準備



カメラとマイク付き(外付け可)の PC またはタブレットをご用意ください。

発言あり



発言していただく場面があるので、声を出せる環境でご受講ください。

撮影禁止

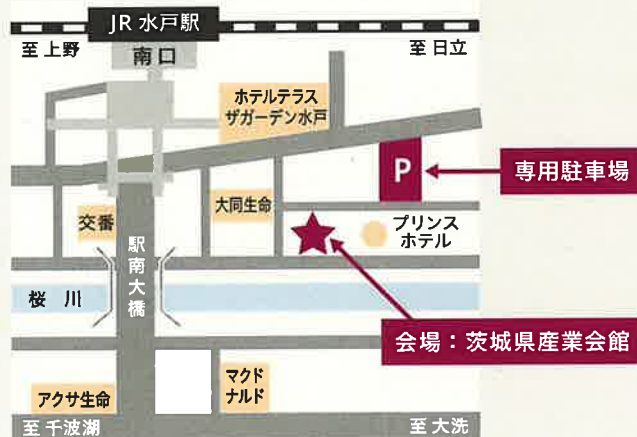


研修の録画・録音、資料の二次利用・内容の SNS 等への投稿は禁止です。

対面研修 会場アクセス

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35

- ◆ 電車でお越しの場合
JR 水戸駅南口を出て、徒歩約5分
- ◆ 車でお越しの場合
駐車場は、台数に限りがありますので、可能な方は公共交通機関をご利用ください。



申込方法

以下の URL または QR コードから

「いばらき電子申請・届け出サービス」へアクセスしていただき、「企業(団体)名」「所在地」「参加者氏名」「メールアドレス」等をご入力ください。

WEB https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=44258



- 定員に達し次第、申込受付は終了いたします。
- 申込締切後に事務局からご登録のメールアドレスへ、受講決定、事前課題テキスト、Zoom 接続の URL 等のご連絡を差し上げます。
- ご連絡が無い場合、お手数ですがチラシ下部の問合せ先までご連絡ください。

申込締切

2023/10/11(水)
17:00 受付分まで

オンライン研修の問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL : 029 - 301 - 3635 (受付時間/平日 9:00 ~ 17:00)
E-mail : rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

対面研修の問合せ先

一般社団法人 茨城県経営者協会

〒310-0801 茨城県水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 11 階
TEL : 029 - 221 - 5301 (受付時間/平日 9:00 ~ 17:00)
E-mail : kurosawa@ikk.or.jp

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和5年度「元気いばらき就職面接会」を開催します！

令和5年度元気いばらき就職面接会を開催します。

県内事業所を10～20社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日付	開催場所	所管
9月15日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）
10月25日（水）	常陸大宮市	県北地区就職支援センター （0294-80-3366）
10月26日（木）	つくば市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）
11月8日（水）	行方市	鹿行地区就職支援センター （0291-34-2061）
11月17日（金）	日立市	日立地区就職支援センター （0294-27-7172）
11月28日（火）	筑西市	県西地区就職支援センター （0296-23-3811）
令和6年1月25日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）
2月16日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）

2 事業所の参加方法

開催月の約2か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QRコード）をご覧ください。

【問い合わせ先】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

TEL：029-301-3645



茨城県内企業の経営者と話せる！

2023 いばらきを知る 1Day 仕事体験

茨城県では、県内外の大学生等を対象とした「1Day 仕事体験」を実施します。

県内で活躍する経営者の考え方に触れ、企業活動の核心を知ることができる内容となっています。

参加学生を募集していますので、興味のある方はぜひご連絡ください。

《実施期間》 2023年7月～2024年2月
主に学生の夏季・冬季・春季休みの時期に実施

《対象学生》 茨城県内企業に興味のある大学生等（学年は問いません）

《参加対象企業》 県内企業
（企業情報・実施プログラムの詳細▼事業を委託している NPO 法人雇用人材協会の HP からご覧いただけます。 <https://koyou-jinzai.org/education/>）
※企業情報は随時更新します。

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室 Tel：029-301-3645
または
NPO 法人雇用人材協会 Tel：029-300-1738
E-mail：info@koyou-jinzai.org

【お申し込みフォーム URL】

<https://forms.gle/WQaM26Yihj19DiMd8>

受入れ企業の情報など
詳しくは
NPO 法人雇用人材協会の
ホームページをご覧ください。
<http://koyou-jinzai.org/education/>

茨城県障害者雇用優良企業を募集しています！

認定基準を見直し、申請しやすくなりました

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。



1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRIに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加点
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



障がい者雇用優良企業



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.6%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が43.5人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。



3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が43.5人未満である企業にあつては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目	中項目	内 容	具体的な取組例	
働きやすさ	職場環境	1 設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2 作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3 安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4 労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5 正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6 継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7 職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8 コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9 福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	10 研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用	
	11 各 種 事 業 へ の 参 加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある	
	12 新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている	

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和4年11月末日現在）

認定件数	法人名	所在地	認定件数	法人名	所在地
1	筑波乳業(株)	石岡市	22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	23	(社福)聖隷会	小美玉市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	24	金砂郷食品(株)	常陸太田市
4	京三電機(株)	古河市	25	(株)ヴィオーラ	水戸市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	26	(株)サンユーストアー	北茨城市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	27	(社福)木犀会	笠間市
7	(社福)あかね会	北茨城市	28	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	29	渡辺食品(株)	常総市
9	(株)チャンス	牛久市	30	(株)ケーズホールディングス	水戸市
10	(株)日立物流東日本	日立市	31	日立建機ロジテック(株)	土浦市
11	日和サービス(株)	日立市	32	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	33	(社福)ナザレ園	那珂市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	34	(医)それいゆ会	高萩市
14	(株)サンワーク	常総市	35	(株)染谷工務店	常総市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	36	常総開発工業(株)	神栖市
16	(社福)尚生会	笠間市	37	勝田環境(株)	ひたちなか市
17	(社福)芳香会	古河市	38	(社福)博慈会	牛久市
18	(株)カスミ	つくば市	39	(株)カツタ	ひたちなか市
19	(株)南海工業	坂東市	40	日本畜産振興(株)	取手市
20	(株)全農・キューピー・エッグステーション	猿島郡五霞町	41	トキワ建設(株)	水戸市
21	関彰商事(株)	つくば市			

認定企業の取組み事例紹介

茨城県ホームページ（下記アドレス）にて、これまで認定した企業の取組事例を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

（第1集）



（第2集）



（第3集）



人を育て、組織をアップデート!



いばらき
リスキリング
プロジェクト
企業も社員もスキルアップ

県内人事担当者向け

リスキリング ワークショップ

参加
無料

企業におけるリスキリングの重要性や効果、人事担当者視点でのアプローチなど、リスキリング推進のイロハについて学びます。

2023

10/13 金 13:00-17:00

会場

公益財団法人

茨城県開発公社 4階大会議室

(水戸市笠原町978-25)

対象 | 茨城県内に事業所を持つ人事担当者の方

申込条件 | 茨城県内に本社または事業所があること

申込期限 | 2023年9月22日(金) 17:00受付分まで

定員 | 40名程度

定員以上のお申込みがあった場合、抽選となります。

MAP



講師

株式会社平井彩子事務所 代表取締役

平井 彩子氏

システム開発、コンサルティング会社を経て2012年に独立。人事評価制度の構築・運用、業務の改善を通じた組織活性化を軸に活動。最近では、働き方改革、ダイバーシティ推進に向けた活動も多く、小手先の改善ではなく、従業員と経営者の意識改革をもって、企業が自走できる仕組みづくりから組織支援を実施。研修やセミナーは年間平均100日登壇し、個人と組織の成長を支援。中小企業診断士。

執筆

雑誌：企業実務2023年7月号特集「中小企業が実践すべき人的資本経営」

雑誌：企業実務2023年1月号特集「DX時代に必須のリスキリングの進め方」

雑誌：ニッセイビジネス経営インサイト 2022年11月号「中小・中堅企業の人的資本経営基礎知識」

主催：茨城県

ワークショップの内容やお申込み方法等については裏面をご確認ください ▶

ワークショッププログラム

00 オリエンテーション

- ・本日の狙い ・グループアイスブレイク

01 リスキリングが注目される理由

- ・リスキリングとは何か
- ・個人や組織を取り巻く近年の環境変化
- ・日本型雇用慣習の限界
- ・経済財政運営と改革の基本方針2023
(三位一体の労働市場改革)
- ・これからの組織運営に重要なキーワード

◆グループワーク

- 組織課題の抽出・気付きの抽出

02 リスキリング推進に向けた組織づくり

◆個人ワーク

- 組織の現状チェック
 - ・各種人事施策を人材戦略へ結びつける
 - ・リスキリングが進む組織文化を創り出す

◆グループワーク

- 自社の組織文化診断・気付きの抽出

03 リスキリングの進め方

- ・リスキリングの取り組みステップ
- ・必要なスキルを知る
- ・教育プログラムとメンバーの選定方法

◆グループワーク

- 必要なスキルの洗い出し
- 組織課題の取り組み優先順位づけ

04 リスキリング助成制度の案内

- ・支援施策の紹介・制度案内

05 参加者交流・質疑応答



申込方法

専用申込フォームもしくはメールにてお申込みください。

WEB <https://forms.office.com/r/aHVd5Ba5a0>



メールの場合は、以下内容を記載いただき、送信をお願いします。(送付先/株式会社セキショウキャリアプラス)
【記入項目】社名、住所、所属役職、参加者名(カナ含む)、TEL、FAX、参加者メールアドレス、ホームページURL

メール reskilling@sekisho-career.co.jp

※ご記入いただいた個人情報等は、当事業および関連する事業以外では使用いたしません。

申込期限：2023年9月22日(金) 17:00受付分まで

リスキリング取組状況に関するアンケートへのご協力依頼



ワークショップへの参加申込有無にかかわらず、下記アンケートへの回答へご協力をお願いいたします。今後の県事業の参考とさせていただきます。

◀ <https://forms.office.com/r/f4pHvvaWwZ>

※ワークショップ申込フォーム内にも同様のアンケートが含まれております。
ご参加申込を頂く方は、こちらからの回答は不要です。

お問合せ先(事業受託運営者)：茨城県リスキリング推進シンポジウム等実施事業運営事務局(株式会社セキショウキャリアプラス)

〒305-8515 茨城県つくば市東新井12-2

☒ reskilling@sekisho-career.co.jp FAX:029-855-5180

TEL 029-860-5080
(受付/平日 9:00~18:00)



[この業務は、茨城県より株式会社セキショウキャリアプラスが委託を受け、運営しております。]

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを開設しました。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話しをまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク 各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～



今月のロールモデルインタビュー
株式会社染めQテクノロジー

Seminar & Event セミナー&イベント



2022.09.20～2023.01.13 **募集中**
働く女性のためのキャリア研修 (管理職候補の女性社員向け)

自分が目指したい管理職像を考え、実現させるために、自分の強みや自分らしさを確認するとともにマネジメントスキルを学ぶ研修です。



2022.10.11～2022.12.07 **募集中**
働く女性のためのキャリア研修 (若手女性社員向け)

仕事の価値観と自身の強みを整理することや、ロールモデルから学ぶことで、これからの私らしいワーク&ライフキャリアを描くための研修です。



2022.10.20 **募集中**
自営型テレワーカー養成講座 (入門コース)

自営型テレワーク (在宅ワーク) を始めるための基礎知識や心構えを習得できる2時間のオンライン講座です。



2022.11.17～2022.12.21 **募集中**
自営型テレワーカー養成講座 (スキルアップ)

自営型テレワークの専門スキル (Webライティング・Webサイト制作) を習得するための実務トレーニングを行います。



Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍優良企業



海峯建設株式会社
代表取締役 柳瀬 香織さん



社会福祉法人征産会
理事長 渡辺 和成さん



株式会社 郡司建設
代表取締役 郡司 誠さん



ヘンゴンシステム株式会社
代表取締役 仁術 琢磨さん

働き方改革・女性活躍優良企業

女性ロールモデル



株式会社ヴィオラ
営業部長 小口 いづみさん
1998年に1年間パート社員として、2年目から社員としてレンタルおしぼり事業を行う(株)ヴィオラに入社。総務部門で5年間従事したのち、1...



株式会社定環銀行
新治リテールステーション支店長 飯泉 昌子さん
1995年入行、住宅ローンなどの個人向けの融資業務に9年間従事した後、資産運用の相談窓口など店頭業務を8年間担当、2人の子どもを育てなが...



株式会社アプリシエイト
事業部長 森 芳子さん
2011年の㈱アプリシエイト創設のタイミングで入社。入社から数年はメーカーへ常駐し、システムの試験を担当。その後本社へ戻り、自社製品の企画...



株式会社染めQテクノロジー
課長代理 野澤 沙織さん
2011年入社、製品の出荷等の業務に従事後、2013年に現在の施工部門へ移り、施工関連の受発注、予算管理等を行っている。2年前に管理職へ...

いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩んでいませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- ご相談方法は、電話のほか、面談、メールでの相談も受け付けております。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
- なお、各地区就職支援センター内での出張面談についても、日程調整のうえ行っておりますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。
- また、出張相談会を以下の日程で行いますので、まずはお電話にてセンター（029-233-1560）までお問い合わせください(事前にご予約された方優先。事前予約がない方も、当日の相談は可能)。

- ・相談窓口
- ・開設日時

月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

- ・場所
- ・電話番号
- ・メールアドレス

水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階
029-233-1560
rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

- ・主な相談内容

労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、職場でのいじめ、パワハラ等

- ・令和5年度 出張相談会の開催スケジュール 【相談時間：各日10時から16時】

日にち	会場	
9月28日(木)	つくば市役所	本庁舎 302 会議室
10月11日(水)	日立市役所	本庁舎 302 会議室
10月25日(水)	つくば市役所	本庁舎 302 会議室
11月21日(火)	つくば市役所	本庁舎 301 会議室
12月5日(火)	日立市役所	本庁舎 302 会議室
12月20日(水)	つくば市役所	本庁舎 302 会議室
1月23日(火)	つくば市役所	本庁舎 302 会議室
2月6日(火)	日立市役所	本庁舎 301 会議室
2月20日(火)	つくば市役所	本庁舎 302 会議室

※相談無料・秘密厳守

録画視聴可能です!!

2023年度

カウンセリング講座のご案内

今秋開講 各コース全10回（土曜日）

入門

カウンセリングを学ぶよろこびをご一緒しましょう
大切なあなた自身との出会い、あなた自身の再発見を

レクチャー

「体験の知を分かち合う」
体験の知と臨床の知を分かち合う時、
私たちは、いったい何と出会うことができるのでしょうか



ホーム
ページ



講座
申し込み

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター

〒310-0801 水戸市桜川 2-2-35

茨城県産業会館 14 階

TEL 029-225-8580

FAX 029-225-1872

E-mail iccnet@sunshine.ne.jp

● 入門コース ●

レクチャーコースと
同時受講可能です!!

カウンセリングを学ぶよろこび

～大切なあなた自身との出会い あなた自身の再発見を～

カウンセリングを学ぶことは、誰にとっても大切なことです。そして、それは豊かな人生へとつながります。心が追いつめられたとき、あなたはどんな人に聴いてほしいですか？どのように受けとめてほしいですか？上から目線の人や、すぐに自説を述べる人には話しづらいものです。カウンセリングという「心の営み」「心の交流」の中には、相手の気持ちをていねいに受けとめられるようになるためのヒントがたくさんあふれています。カウンセリングを学ぶことは、よく傾聴し、やわらかく応答できるようになるだけでなく、人間関係の土台である「分かち合う心」や「対話する心」が豊かに育まれていくことでもあります。

カウンセリングとは、単なる知識や技法を学ぶことではありません。あなたの中にすでに与えられている「分かち合いたい心」の資質が、ゆっくりとやわらかに花開いていくように学び合っていくことです。カウンセリングを学ぶことは、大切なあなた自身との出会いであり、あなた自身の再発見でもあるのです。

みなさん、一緒に学び合いましょ。どうぞ、そのままのあなたでご参加ください。



No	講座日程	講師	テーマ
1	10/28(土)	小原昌之 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングの世界によろこそ
2	11/25(土)	羽生真規子 (茨城カウンセリングセンター)	心のつながりを育むカウンセリング
3	12/16(土)	稲垣千代 (茨城カウンセリングセンター)	「聴くこと」の力とは？
4	2024年 1/27(土)	塚本美和子 (茨城カウンセリングセンター)	人生の経験とカウンセリング
5	2/17(土)	高岡美記 (茨城カウンセリングセンター)	音楽とカウンセリング
6	3/23(土)	丸山広人 (放送大学 教授)	心を使って考えるということ
7	4/27(土)	正保春彦 (茨城大学 教授)	今、ここから始めるカウンセリング
8	5/25(土)	坂本秀雄 (茨城カウンセリングセンター)	職場のなかのカウンセリング
9	6/22(土)	渡邊聖樹 (茨城カウンセリングセンター)	共にある心、共に歩く誰か
10	7/27(土)	伊東聡枝 (茨城カウンセリングセンター)	カウンセリングと心の自由

● レクチャーコース ●

「体験の知を分かち合う」

今年度のレクチャーコースは、経験豊富なカウンセラーの講演に加えて、様々な領域で活躍されている講師に、ご自身の経験や最も関心のある事柄を自由に語って頂きます。その話を聴く中で、貴重な**体験の知**や**臨床の知**を皆様と分かち合い、多くの学びが得られることを期待しております。

No	講座日程	講師	テーマ
1	11/4(土)	永原伸彦(笠間の森カウンセリングルーム)	「いのちの流れ」のカウンセリング
2	12/2(土)	眞島伸二 (中川学園調理技術専門学校 統括部長)	料理に育まれる心
3	2024年 1/13(土)	関根一夫 (木村クリニック・MACF 牧師・作詞家)	知っているつもりの落とし穴
4	2/3(土)	坂本秀雄(茨城カウンセリングセンター)	古典の世界に癒やしをみる
5	3/2(土)	稲垣千代(茨城カウンセリングセンター)	心がほぐれるとき
6	4/6(土)	山川百合子(精神科医)	精神医療とアート
7	5/11(土)	高岡美記(茨城カウンセリングセンター)	宝探しの旅
8	6/1(土)	正保春彦(茨城大学 教授)	カウンセリングとエクステンド 拡げることと進むこと
9	7/6(土)	塚本美和子(茨城カウンセリングセンター)	はなす・きく・間・沈黙
10	8/3(土)	小原昌之(茨城カウンセリングセンター)	「気」の世界とカウンセリング

今年度新しく登場して下さる講師の方々

◇山川 百合子 先生

・精神科医 元県立医療大学教授・高次脳機能障害支援センター長

現在は、複数の精神科病院で診療に携わりながら、多くの方々の治療と地域生活への復帰について、日々の臨床に取り組んでおられます。昨年より、カナダの精神医療では、アートを処方する仕組みができていることに興味をもたれ、京都芸術大学に入学し通信教育で学ばれております。アートを用いた精神医療は豊かな現場になります。その貴重な現場の話を、先生からお聞きできることが楽しみです。




◇眞島 伸二 先生

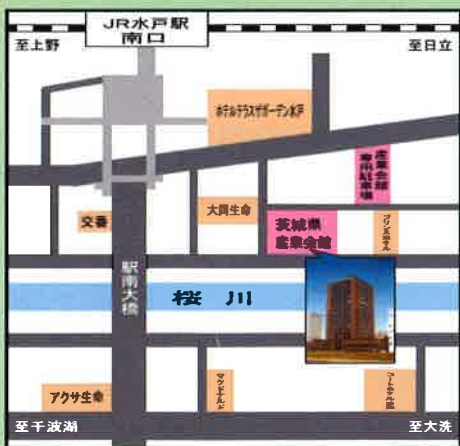
・専門調理師 学校法人中川学園調理技術専門学校 統括部長

母校である中川学園を卒業後に、東京、河口湖で日本料理の修行を積み、中川学園で昭和58年より教鞭をとっておられます。途中、水戸市内で割烹を開業し、多くの方々から親しまれるお店を営んでおられましたが、再び請われて、母校で調理師を目指す多くの生徒たちを育てておられます。料理や生徒たちから学ばれた、たくさんの事柄を、ユーモアたっぷりに語っていただけることでしょう。旧知の仲である小原副理事長との即興の対談でも、どんなお話が飛び出すか楽しみです。



入門コース・レクチャーコースのお申し込みについて

受講形式	1.録画配信のみでの受講 2.ご来場及び動画配信での受講 *レクチャーコースは、入門コースの受講を終えた方（出席回数は問いません）もしくは、2023年度の入門コースも同時受講される方が、対象となります。	録画視聴は、講座開催日の1週間後から “好きな時間”に“好きな場所”で“何度でも” 入門コース、レクチャーコース共に 2024年9月末までご視聴頂けます。
ご来場による受講の場合	場所：茨城県産業会館 大会議室 時間：午後2時～4時（各コースともに 土曜日 開講）	
受講料	入門コース：27,500円（税込み）【全10回分】 レクチャーコース：27,500円（税込み）【全10回分】 受講料は銀行振込または、直接ご持参ください。 銀行口座：常陽銀行本店 普通預金 No.1619476（公財）茨城カウンセリングセンター *一度入金いただいた受講料は、講座が始まってからのご返金はいたしかねます。	
申込方法	① 申込フォームでのお申し込み →  ② FAXでのお申し込み⇒下記の申し込み用紙をご使用ください。 ③ 電話でのお申し込み⇒当センターにお電話（029-225-8580）ください。	



* 事情により講座日程等が変更になる場合がございます。
 * 当センターの会員先の方は、受講料が割引になります。
 （詳しくは、当センターにお問い合わせください。）

茨城カウンセリングセンターは、皆様からの支持、サポートによって40年近く活動しております。今後とも事業を継続していくために、皆様のサポーターへの加入をお願いしております。事業の趣旨にご賛同いただき、皆様のご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。 *サポーター特典がございます。詳しくはスタッフまで。
個人寄付 1口 5,000円より（寄付金の税額控除の対象となります）

公益財団法人 茨城カウンセリングセンター（FAX：029-225-1872）

参加申込書			
受講講座	<input type="checkbox"/> 入門コース <input type="checkbox"/> レクチャーコース <input type="checkbox"/> 両方 （希望コースに✓をいれてください）		
お名前		TEL	（できれば携帯電話の番号をご記入下さい）
住所	〒	Eメール	
受講方法	<input type="checkbox"/> 1.録画配信のみでの受講 <input type="checkbox"/> 2.ご来場および録画配信での受講 *希望する受講方法どちらか一つに✓をいれてください		

第52回茨城県障害者技能競技大会(アビリンピック県大会)を開催しました

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害のある方々に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

大会では、各種目において日ごろの練習の成果が十分に発揮され、ハイレベルな大会となりました。

開催日	令和5年7月15日(土)、16日(日)
主催	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部、茨城県
後援 【順不同】	茨城労働局、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会連合会、茨城県商工会議所連合会、一般社団法人茨城県経営者協会、株式会社茨城新聞社、茨城県職業能力開発協会、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会、水戸市福祉部障害福祉課
競技会場	茨城県職業人材育成センター（水戸市水府町 864-4）
競技種目 【8種目】	ワード・プロセッサ、ビルクリーニング、縫製、木工、喫茶サービス、パソコンデータ入力、オフィスアシスタント、写真撮影
参加者数	86名（選手）

【お問い合わせ】(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 高齢・障害者業務課
(TEL:029-300-1215)

競技の様子



①ワード・プロセッサ



②ビルクリーニング



③縫製



④木工



⑤喫茶サービス



⑥パソコンデータ入力



⑦オフィスアシスタント



⑧写真撮影

障害者雇用をお考えの企業の皆様へ



障害者雇用推進 アドバイザーが



雇用への取り組みの
お手伝いをします!!

県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人
に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現のため、全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

法定雇用率	
事業主区分	令和3年3月1日から
民間企業（従業員 43.5人以上）	2.3%
国・地方公共団体等	2.6%
都道府県の教育委員会	2.5%

○短時間労働者のカウントについて

※短時間労働者（週20時間以上30時間未満）については、労働者数及び雇用障害者数ともに0.5人としてカウントされます（重度障害者を除く）。

※なお、平成30年4月1日より、精神障害者の職場定着を促進するため、精神障害者である短時間労働者であって、「雇入れから3年以内」又は「精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方」は、1人をもって1人とカウントされます。（令和5年3月31日まで）

2 障害者雇用納付金制度

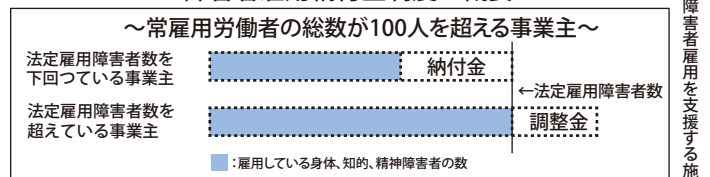
※障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超過している場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万7千円

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超過している事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。

障害者雇用納付金制度の概要



※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

障害者雇用を支援する施策

3 障害者に対する差別の禁止

平成28年4月1日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の3つです。

1. 雇用の分野での障害者差別を禁止
(例) 障害者であることを理由として、障害者を募集又は採用の対象から排除する事。
2. 雇用の分野での合理的配慮の提供義務
(例) 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮する事。
3. 相談体制の整備、苦情処理・紛争解決の援助 相談先: 最寄りのハローワーク。

退職金で、会社にも従業員にも活力！

安心・確実

確実な退職金支払
安心の資産運用



中
小企業

人材の定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

有利

掛金は全額非課税
掛金の一部を国が助成

退
職金

**パートさんも
加入OK**

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

簡単管理

外部積立型で管理が簡単
退職金試算額もお知らせ

共
済制度



中小企業のための退職金制度「中退共」は
1959年の設立以来、110万社以上が活用してきた国の制度です。

*他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

中退共制度のしくみ

1 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。
事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

2 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

3 支払い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

令和5年度 全国労働衛生週間



スローガン 「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

<趣旨>

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で74回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。

中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっており、人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要が求められています。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には全国で904件となり、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が重要であり、特に精神障害による労災認定件数は令和4年度に710件と過去最多になっていることから、メンタルヘルス対策をさらに強化していくことが求められています。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっており、これらの事業場は全体の96%を占めていることから、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要になっています。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めています。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進を図ることとします。

今年も各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することになりますので、各事業場皆様のご協力をお願いします。

<期 間>

10月1日（日）から10月7日（土）まで（準備期間 9月1日（金）から9月30日（土）まで）

<実施事項>

全国労働衛生週間中に実施する主な事項として、①事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、②労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示、③労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰、④有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施、⑤労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の取組を展開するようお願いします。

【お問合せ先】 茨城労働局労働基準部健康安全課 TEL 029-224-6215



わたしのキャリアが未来につながる



採用
マッチング

人材育成
人事評価

モチベーション
アップ

生涯を通じたキャリア形成と能力開発で、
人と組織の活性化を総合的に支援する



キャリア形成 学び直し支援センター

厚生労働省委託事業

社員一人ひとりに対するキャリアコンサルティングを無料※で活用できます!

※本事業は、国の予算の範囲内で実施するため、一定の上限等があります。キャリアコンサルティングが無料となる対象については、キャリア形成・学び直し支援センター事業までお問合せください。

※本事業は「令和5年度キャリア形成・学び直し支援センター事業」として株式会社パソナが厚生労働省より受託し運営しています。

詳しくはWEBから

<https://carigaku.mhlw.go.jp/>



貴社ではこのような課題を抱えていませんか？

- 若手社員の主体性・積極性を高め、定着を促進したい
- 育児・介護休職を活用した社員の復職支援をしたい
- 中堅社員のモチベーションを高める施策を打ちたい
- 企業戦略として従業員の学び直し支援をしたい

キャリア形成と能力開発の課題解決に向けて キャリア形成・学び直し支援センターがサポートします！

採用・マッチング

履歴書だけでは理解しにくい
応募者の強み、キャリアの方向性、
職業能力を理解しやすくなります！

人材育成・人事評価

社員一人ひとりの
効果的な職業能力開発はもちろん
人事評価も可能になります！

モチベーションアップ

将来のありたい姿や目標が明確になるため、
能力開発への意欲や働きがいを醸成し
定着を促進する効果が期待できます！

ジョブ・カードやセルフ・キャリアドックを活用し、キャリアコンサルティングを行いながら、
学び・学び直しを含めたキャリア形成と職業能力開発を総合的に支援します。

また雇用型訓練の導入支援も承ります。

社員

- 生涯を通じた
キャリア・プランニング
- 自己理解の促進
- 職業能力の棚卸
- 学び・学び直しの
支援



会社

- 採用強化
- マッチング向上
- 人材育成
- 人事評価
- モチベーションアップ
- 定着促進



キャリア形成 学び直し支援センター

厚生労働省委託事業

ジョブ・カード

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的とした「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールです。

セルフ・キャリアドック

キャリアコンサルティングと多様なキャリア研修等を組み合わせ、企業内で体系的・定期的に従業員のキャリア形成を支援する「仕組み」です。

キャリアコンサルティング

従業員の職業選択、職業生活設計、職業能力の開発・向上等に対して、専門のキャリアコンサルタントが相談に応じ、助言や指導を行います。

ご利用の流れ



お問合せ

まずはお気軽に、お近くのキャリア形成・学び直し支援センターまでお問合せください。



ヒアリング

センターの担当者より、貴社のご要望や課題等をお聞きます。



ご提案

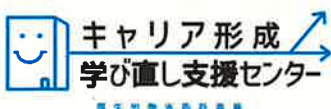
ヒアリング内容を基に、貴社の現状、ご要望等に応じた導入プランを策定し、ご提案します。



実施

ジョブ・カードやキャリアコンサルティング、セルフ・キャリアドックの導入等を実施します。

お問合せ



茨城キャリア形成・学び直し支援センター

〒310-0021 水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル 6F

☎ 029-302-7221 (平日9:00~17:30) ✉ carigaku_ibarak@pasona.co.jp

詳しくはWEBから <https://carigaku.mhlw.go.jp/>



Refresh!

もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 1 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 2 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 3 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 4 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 5 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 6 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

同一労働同一賃金への対応について

～正社員と非正規社員の間で不合理な待遇差が禁止されています！～

同一企業内における正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員の間で不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法^{※1}や施行規則、**同一労働同一賃金ガイドライン（短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針）**、パートタイム・有期雇用労働指針が**企業規模に関わらず令和3年4月1日より全面施行**されています。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」から「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わりました。

不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員の間で、**基本給や賞与などあらゆる待遇**について不合理な待遇差を設けることは禁止されます。

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法律に整備されました。

均衡待遇規定＜法第8条＞

（不合理な待遇差の禁止）

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情の内容を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定＜法第9条＞

（差別的取扱いの禁止）

①職務内容^{※2}、②職務内容・配置の変更の範囲が同じ場合は、差別的取扱いを禁止するもの

※2 職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

- ① **均衡待遇規定**について、個々の待遇^{※3}ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨を明確化。＜法第8条＞
- ② **均等待遇規定**について、新たに有期雇用労働者も対象とする。＜法第9条＞
- ③ 待遇ごとに判断することを明確化するため、**ガイドライン（指針）**を策定。＜法第15条＞

※3 基本給、賞与、役職手当、食事手当、福利厚生、教育訓練など

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：明確化

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○ + 労使協定
均等待遇規定	○ → ○	× → ○	× → ○ + 労使協定
ガイドライン（指針）	× → ○	× → ○	× → ○

お役立ち情報～個別支援（無料）～

働き方改革推進支援センター
利用してみませんか？

- 来所・電話相談
※所・電話による相談も承ります。
受付時間 平日9:00～17:00
- メール相談
メールでの相談も承ります。
- 企業への訪問相談サービス
※企業向けに個別相談も承ります。
- セミナー開催
企業向けにセミナーも開催予定です。
- 助成金の活用相談
※キャリアアップ助成金等を利用した、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善の相談も承ります。

ぜひ、ご活用ください！

同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等お困りではありませんか？
電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

【問い合わせ先】 茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728（平日9:00～17:00）

お役立ち情報～解説動画～

多様な働き方の実現応援サイト（<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>）では、パートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について、解説動画や職務評価分析、セミナーのご案内等パートタイム・有期雇用労働に関する様々な情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

厚生労働省
改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について

正社員と非正規雇用労働者との間での不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行
（中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日）

改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について（全編 50分40秒）

全編	改正後のパートタイム・有期雇用労働法で求められる企業の対応について（全編 50分40秒）
プロローグとチャプター1	改正の目的と主な改正点について（39分06秒）
チャプター2	不合理な待遇差をなくするための規定の整備（9分18秒）
チャプター3	不合理な待遇差をなくするための規定の整備～同一労働同一賃金ガイドライン～（12分38秒）
チャプター4	参考となる判例（7分14秒）
チャプター5	労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（6分11秒）
チャプター6	改正に対応するための取組手続について（8分26秒）
チャプター7	裁判外紛争解決手続「行政ADR」の規定の整備等（1分30秒）
チャプター8	改正に対応するための事業主の皆さまへの支援について（2分33秒）

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給

労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めています。

正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならないとしています。

役職手当等

労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就くパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければなりません。

また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合)
特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合)
精皆勤手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等

パートタイム労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければなりません。

※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

賞与

会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献であるパートタイム労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければなりません。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行ったパートタイム労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければなりません。

家族手当・住宅手当等

家族手当、住宅手当等はガイドラインには示されていませんが、均衡・均等待遇の対象となっており、各社の労使で個別具体の事情に応じて議論していくことが望まれます。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

▶パートタイム・有期雇用労働法 についてのお問い合わせは、茨城労働局 雇用環境・均等室へ
水戸市宮町1-8-31 (☎ 029-277-8295)

▶パートタイム・有期雇用労働法への対応に向けた取組手順書や業種別マニュアルなど、

取組の参考となる情報は、厚生労働省ホームページへ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



2023年4月から、従業員が1,000人を超える企業は 男性労働者の育児休業取得率等の公表が必要です

育児・介護休業法の改正により、従業員が1,000人を超える企業の事業主は、**男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表**することが義務付けられています。
 (令和5(2023)年4月施行)

対象企業 常時雇用する労働者が1,000人を超える企業

「常時雇用する労働者」とは雇用契約の形態を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者を指します。次のような者が該当します。

常時雇用する労働者とは？

- ・ 期間の定めなく雇用されている者
- ・ 一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であり、その雇用期間が反復更新されて事実上期間の定めなく雇用されている者と同等と認められる者。
すなわち、過去1年以上引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

公表内容 次の①または②いずれかの割合

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合を指します。

① 育児休業等の取得割合	② 育児休業等と育児目的休暇の取得割合
$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$	$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法 インターネットなどによる公表 □

インターネットなどの一般の方が閲覧できる方法で公表する必要があります。厚生労働省が運営するウェブサイト「両立支援のひろば」には、10万社以上にご登録いただいています。こちらでの公表をお勧めします。

また、公表内容①や②とあわせて、任意で「女性の育児休業取得率」や「育児休業平均取得日数」なども公表して自社の実績をPRしてください。

仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト
両立支援のひろば
<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



Q1 「育児を目的とした休暇」とは何ですか？

休暇の目的の中に「育児を目的とするもの」であることが就業規則等で明らかにされている休暇制度です。育児休業や子の看護休暇など法定の制度は除きます。

Q2 「産後パパ育休」と「育児休業」は分けて計算するのですか？

産後パパ育休とそれ以外の育児休業等を分けて割合を計算する必要はありません。

Q3 育児休業を分割して2回取得した場合や、育児休業と育児目的休暇の両方を取得した場合はどのように計算しますか？

当該休業や休暇が同一の子について取得したものである場合は、1人として数えます。

Q4 事業年度をまたがって育児休業を取得した場合や、分割して複数の事業年度に育児休業を取得した場合はどのように計算しますか？

育児休業を開始した日を含む事業年度の取得として計算します。
分割して取得した場合は、最初の育児休業等の取得のみを計算の対象とします。

Q5 計算した割合の端数処理はどのようにしますか？

公表する割合は、算出された割合の小数点第1位以下を切り捨てたものとしてください。
配偶者が出産したものの数（分母となるもの）が0人の場合は「-」と表記してください。

Q6 任意で「育児休業平均取得日数」を公表する場合の計算方法は？

きまりはありませんが、計算方法の例を紹介します。他にも両立支援のひろばで計算例を紹介していますので参考にしてください。

<子どもが1歳までの平均育児休業取得日数の計算例>

$$\frac{\text{公表前々事業年度に出生した子の1歳までの合計育児休業取得日数(日)}}{\text{当該育児休業取得人数(人)}} = \text{平均取得日数(日)} \quad (\text{小数点第1位以下切り捨て})$$

Q7 いつまでに公表すればよいですか？

公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）の状況について、公表前事業年度終了後、おおむね3か月以内に公表してください。
事業年度末（決算時期）に対応した公表期限の目安は次のとおりです。

事業年度末 (決算時期)	初回公表期限	事業年度末 (決算時期)	初回公表期限
3月	令和5(2023)年6月末	9月	令和5(2023)年12月末
4月	令和5(2023)年7月末	10月	令和6(2024)年1月末
5月	令和5(2023)年8月末	11月	令和6(2024)年2月末
6月	令和5(2023)年9月末	12月	令和6(2024)年3月末
7月	令和5(2023)年10月末	1月	令和6(2024)年4月末
8月	令和5(2023)年11月末	2月	令和6(2024)年5月末

【お問い合わせ先】

茨城労働局雇用環境・均等室

〒310-0836水戸市宮町1-8-31 電話 029-277-8295



年次有給休暇の取得は進んでいますか？

年 5 日の年次有給休暇の確実な取得を！

～年次有給休暇が 10 日以上付与されている全ての労働者について、
付与から 1 年以内に 5 日以上取得させる必要があります～

労働基準法の改正を受け、2019 年 4 月から全ての企業において、年 10 日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年 5 日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられています。

10 日以上年次有給休暇が付与されている全ての労働者（パート・アルバイト含む）について、付与日（基準日）から 1 年以内に 5 日以上取得させる必要がありますので、労働者ごとに年次有給休暇の付与日数とその付与日、取得日数（残日数）などを確認の上、計画的な年休取得を進めましょう！

年次有給休暇の付与日数などについては、『年次有給休暇管理簿』を作成し、これにより各労働者の付与日、取得日数などを記録する必要があります。

なお、年次有給休暇の取得計画を定めるにあたっては、あらかじめ労働者から希望時季を聴取するなど、一方的に会社の都合だけで設定しないような配慮をすることが必要です。



「働き方改革」に取り組む事業主のみなさまへ

「働き方・休み方改善コンサルタント」が無料でアドバイス！

～労働時間・休日の制度の見直しについて、専門家が、あなたの会社を訪問します～

「働き方改革」とは？

労働時間・休日の制度の見直し、多様な働き方（テレワーク、フレックスタイム制）の導入などにより長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進を図る等、これまでの働き方を見直す取り組みのことをいいます。

「働き方改革」により、企業の魅力アップ・優秀な人材確保が実現し、生産性向上や離職率低減などに繋がります。

「働き方・休み方改善コンサルタント」とは？ ～「働き方改革」の取組を支援する経験豊富な専門家です！～

- 社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は全て無料です。また、御相談の秘密は固くお守りします。
- 労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する電話・窓口相談、訪問コンサルティング等、幅広く対応いたします！

例えば、こんなお悩みはありませんか？

- 従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。
- フレックスタイム制や裁量労働制を導入したい。
- 仕事の無駄をなくし、労働時間、休日、休暇制度を見直したい。
- 年次有給休暇をはじめ、休暇制度を充実したい。
- 多様な正社員制度、無期転換ルールを検討したい。
- 労働時間や休暇制度に関する説明会の講師をしてほしい。



【申込先・問合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室 指導部門 働き方・休み方改善コンサルタント
〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎 6階
電話：029-277-8295
FAX：029-224-6265
URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>



コンサルタントの詳細や申込フォームは
こちらの QR コードをご確認ください！

令和5年度（前期）

障害者就職面接会

～ひとつの理解が大きな希望へ～



◆◆◆ 求人・求職募集中 ◆◆◆

詳しくは、管轄のハローワークまでお問い合わせ下さい。

県北会場

- 9月29日(金)
- 国民宿舎「鶴の岬」
日立市十王町伊師640
- 開催時間：13:00～15:30

鹿行会場

- 9月20日(水)
- 鹿島セントラルホテル
神栖市大野原4-7-11
- 開催時間：13:00～15:30

県央会場

- 9月22日(金)
- ホテルレイクビュー水戸
水戸市宮町1-6-1
- 開催時間：13:00～15:30

県西会場

- 9月26日(火)
- 結城市民情報センター
結城市国府町1-1-1
- 開催時間：13:00～15:30

県南会場

- 9月28日(木)
- ホテルグランド東雲
つくば市小野崎488-1
- 開催時間：13:00～15:30

※各会場とも受付は12:30からとなります。
(天候により、順延または中止になる場合があります。)

【主催】ハローワーク・厚生労働省茨城労働局・茨城県

面接会に参加を希望する皆様へ

求人者、障害者の方ともに、事前に下記の管轄ハローワークへお申し込み願います。

県内ハローワーク（公共職業安定所）

安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	TEL 029-231-6221	水戸市 ひたちなか市 那珂市 茨城町 大洗町 城里町 東海村
笠間	〒309-1613 笠間市石井2026-1	TEL 0296-72-0252	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	TEL 0294-21-6441	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	TEL 0296-22-2188	筑西市 結城市 桜川市
下妻	〒304-0041 下妻市下妻乙124-2	TEL 0296-43-3737	下妻市 八千代町
土浦	〒300-0805 土浦市宍塚1838	TEL 029-822-5124	土浦市 つくば市 かすみがうら市 阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	TEL 0280-32-0461	古河市 境町 五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	TEL 0297-22-8609	常総市 守谷市 坂東市 つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	TEL 0299-26-8141	石岡市 小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	TEL 0295-52-3185	常陸大宮市 常陸太田市 大子町
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	TEL 0297-60-2727	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 稲敷市 利根町 河内町 美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	TEL 0293-22-2549	高萩市 北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	TEL 0299-83-2318	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市

令和5年度「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
生産性向上につながる設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

※申請期限：令和6年1月31日

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率		
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者				
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	【事業場内最低賃金870円以上920円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合9 / 10（※1）		
		2～3人	50万円	90万円				
		4～6人	70万円	100万円				
		7人以上	100万円	120万円				
		10人以上(※2)	120万円	130万円				
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円			【事業場内最低賃金920円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合4 / 5（※1）	
		2～3人	70万円	110万円				
		4～6人	100万円	140万円				
		7人以上	150万円	160万円				
		10人以上(※2)	180万円	180万円				
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと		【事業場内最低賃金920円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合4 / 5（※1）
		2～3人	90万円	160万円				
		4～6人	150万円	190万円				
		7人以上	230万円	230万円				
		10人以上(※2)	300万円	300万円				
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと		【事業場内最低賃金920円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合4 / 5（※1）	
		2～3人	150万円	240万円				
		4～6人	270万円	290万円				
		7人以上	450万円	450万円				
		10人以上(※2)	600万円	600万円				

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性をその3年度前の生産性と比較し、伸び率が一定水準を超えている場合に、加算して支給されます。

（※2）10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者の条件は、①賃金要件（事業内最低賃金920円未満）②生産量要件適用 ③物価高騰等要件適用 条件②③は申請マニュアルにて確認ください。

【ご留意頂きたい事項】

- ◆過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても助成対象となります。
- ◆「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため助成対象となります。

【お問い合わせ先】

- ◆「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

詳細や交付申請については、茨城労働局助成金事務センター(029-246-6371)へお問い合わせください。

サブスクリプション型生産性向上支援訓練

のご案内

企業が従業員に対して実施する研修・教育訓練については、従業員のすき間時間に訓練を受講させたい、オンラインで効率的に訓練を実施したい、といったニーズが寄せられています。

生産性向上人材育成支援センターでは、eラーニング形式により複数の訓練を定額で受講できる「サブスクリプション型生産性向上支援訓練」を令和5年度から実施します。

◇サブスクリプション型生産性向上支援訓練 3つのポイント◇

1 受講する時間・場所を柔軟に選択可能！

動画視聴によるeラーニング形式のため、受講する時間や場所を柔軟に選択できます。



2 さらに受講しやすい料金設定！

通常の生産性訓練よりも安価な受講料（1人あたり税込920円）で受講できます。



3 複数コースをくり返し受講可能！

2か月間定額で、最大8コース（訓練動画3コース分、サービス動画5コース分）をくり返し受講することができます。



◇訓練受講までの流れ◇

受講申込・受講料支払い

受講申込後、所定の期日までに受講料を支払います。

受講用IDの送付

訓練開始日の5日前までに、実施機関から受講用IDが送付されます。

訓練受講

訓練開始日から2か月間、以下の8コースをいつでも受講できます。

●受講可能なコース※

①業務効率向上のための時間管理

タイムマネジメント手法やタスク管理の方法など、業務の効率化・スピード化のための知識を習得します。

②成果を上げる業務改善

業務上の問題点の可視化や、改善に向けた具体的な進め方など、業務改善の視点と方法を習得します。

③職場のリーダーに求められる統率力の向上

組織の管理機能や職位に応じた統率力など、職場のチームワークをけん引できる能力を習得します。

IT関連（Word、Excel、パワーポイント）

上記3コースの受講申込者には、Word、Excelの基礎・応用及びパワーポイント（計5コース）の操作に係る動画が「サービス動画」として視聴可能です。（※当該コースのみの視聴申込はできません。）

●実施形式

動画視聴による
eラーニング形式

●訓練時間

12時間以上

（各コース4時間以上、ただし、ITのコースは、27分から1時間13分）

●訓練期間

センターが指定する2か月間

●受講料《定額制》

920円（税込）

●実施機関

株式会社インソース

* ITに関するコースは助成金の対象外です。

サブスクリプション型生産性向上支援訓練は、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」（定額制訓練）の助成対象となります。詳しくは、労働局にお問い合わせください。

※人材開発支援助成金は、訓練開始の1ヶ月前までの申請が必要です。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部 生産性向上人材育成支援センター

水戸事務所

〒310-0803

水戸市城南1-4-7第5プリンスビル5階

TEL：029-221-1188

ポリテクセンター茨城

〒303-0033

常総市水海道高野町591

TEL：0297-22-8819

ポリテクセンター茨城



事業主の
皆さま！

認定制度を活用して、 自社の魅力度UP↑ しませんか？

労働局には5つの認定制度があり、
法律に定める一定の要件を満たせば、申請することができます！

～認定を受けると、こんなに**メリット**があります！！～

- 認定の証である「認定マーク」で認定企業であることを**対外的にPR！**
- **企業イメージアップ↑**
- **優秀な人材の採用&定着！**
- 調達における**一般競争入札**で**加点評価**されます。 ※メリットは一例です

若者応援！「ユースエール認定」

若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】職業安定課 ☎029-224-6218

障害者雇用応援！「もにす認定」

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定する制度です。

【問合せ先】職業対策課 ☎029-224-6219

安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全水準を維持・改善している企業を認定する制度です。

【問合せ先】健康安全課 ☎029-224-6215

子育て等サポート！「くるみん認定」・「プラチナくるみん認定」

両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、「くるみん認定」を既に受け、より進んだ取組を行っている企業については、「プラチナくるみん認定」があります。

さらに、「トライくるみん」及び「不妊治療と仕事との両立に取り組む企業を認定する『プラス』制度」が令和4年4月に新設されました。

【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

女性活躍！「えるぼし認定」・「プラチナえるぼし認定」

女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

また、「えるぼし認定」を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業については、「プラチナえるぼし認定」があります。

【問合せ先】雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



▲令和4年4月新設「プラス」制度「くるみん」等のマークに枠が付きませす



厚生労働省・茨城労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>



認定企業一覧

ユースエール認定企業		
企業名	業種	市町村
株式会社武井工業所	製造業	石岡市
ペンギンシステム株式会社	情報通信業	つくば市
株式会社スティーエル	情報通信業	ひたちなか市
太平洋電機産業株式会社	製造業	阿見町
社会福祉法人盡誠会	医療、福祉	稲敷市
東興機械工業株式会社	サービス業	東海村
社会福祉法人愛信会	医療、福祉	土浦市
株式会社原製作所	製造業	稲敷市
大塚セラミックス株式会社	製造業	下妻市
株式会社小倉工務店	建設業	結城市
新ひたち野農業協同組合	複合サービス事業	石岡市
三栄工業株式会社	建設業	石岡市
北進産業株式会社	製造業	古河市
旭真空株式会社	製造業	鉾田市

くるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社ケーズホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
いばらきコープ生活協同組合	複合サービス事業	小美玉市
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	土浦市
国立研究開発法人物質・材料研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
キヤノンセミコンダクターエequipメント株式会社	製造業	阿見町
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人泰仁会	医療、福祉	石岡市
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	医療、福祉	笠間市
社会福祉法人恵愛会	医療、福祉	つくば市
生活協同組合バルシステム茨城 栃木	複合サービス事業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
筑波乳業株式会社	製造業	石岡市
国立大学法人筑波大学	教育、学習支援業	つくば市
社会福祉法人芳香会	医療、福祉	古河市
キヤノン化成株式会社	製造業	つくば市
医療法人篤会	医療、福祉	ひたちなか市
キヤノンエコロジーインダストリー株式会社	製造業	坂東市
国立研究開発法人森林研究・整備機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
国立研究開発法人土木研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
結城信用金庫	金融業、保険業	結城市
医療法人博仁会	医療、福祉	常陸大宮市
社会福祉法人勇成会	医療、福祉	水戸市
医療法人社団平仁会	医療、福祉	筑西市
水戸エンジニアリングサービス株式会社 (※現社名：UT MESC株式会社)	製造業	ひたちなか市
社会福祉法人博友会	医療、福祉	常陸大宮市
茨城トヨペット株式会社	卸売業、小売業	水戸市
社会福祉法人木犀会	医療、福祉	笠間市
美野里デリカ株式会社	製造業	小美玉市
株式会社関西ケーズデンキ	卸売業、小売業	水戸市
水戸信用金庫	金融、保険業	水戸市
株式会社いゆい	卸売業、小売業	神栖市
株式会社九州ケーズデンキ	卸売業、小売業	水戸市
マルイアドバンス株式会社	製造業	日立市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
ペンギンシステム株式会社	情報通信業	つくば市
茨城県信用組合	金融業、保険業	水戸市
トヨタカローラ新茨城株式会社	卸売業、小売業	水戸市
一般財団法人高度情報科学技術研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社ジョイフル本田	卸売業、小売業	土浦市
桂建設株式会社	建設業	牛久市
一般財団法人日本自動車研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社社員食品	卸売業、小売業	筑西市
株式会社潤工社	製造業	笠間市

もにす認定		
企業名	業種	市町村
高浪化学株式会社	製造業	八千代町
株式会社ヴィオーラ	サービス業(他に分類されないもの)	水戸市
株式会社常磐谷沢製作所	製造業	北茨城市
株式会社幸和義肢研究所	製造業	つくば市
栗田アルミ工業株式会社	製造業	土浦市
株式会社カシマ	製造業	かすみがうら市

目指してみませんか？

安全衛生優良企業認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

目指してみませんか？

プラチナえるぼし認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

えるぼし認定 (★の数は認定の段階を表示しています)			
企業名	業種	市町村	
株式会社常陽銀行	(★★★) 金融業、保険業	水戸市	
株式会社カスミ	(★★★) 卸売業、小売業	つくば市	
関彰商事株式会社	(★★★) 卸売業、小売業	筑西市	
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	(★★★) 学術研究、専門・技術サービス業	つくば市	
株式会社ケーズホールディングス	(★★★) 卸売業、小売業	水戸市	
株式会社茨城新聞社	(★★★) 情報通信業	水戸市	
高橋興業株式会社	(★★★) サービス業(他に分類されないもの)	土浦市	
社会福祉法人征峯会	(★★★) 医療、福祉	筑西市	
社会福祉法人山水苑	(★★★) 医療、福祉	日立市	
日本ファブテック株式会社	(★★★) 製造業	取手市	
株式会社九州ケーズデンキ	(★★) 卸売業、小売業	水戸市	
茨城日産自動車株式会社	(★★) 卸売業、小売業	水戸市	
株式会社ノーブルホーム	(★★★) 建設業	水戸市	

プラチナくるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	つくば市
株式会社ケーズホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
水戸信用金庫	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
株式会社関西ケーズデンキ	卸売業、小売業	水戸市
株式会社九州ケーズデンキ	卸売業、小売業	水戸市
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村

※業種は「日本標準産業分類」の大分類になります。
※掲載は各制度認定した順での表記です。

令和5年8月3日現在

人材開発支援助成金のご案内（令和5年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

1 助成メニュー

支給対象となる訓練等	助成対象	対象労働者
① 人材育成支援コース（R5年度創設）		
10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成	・事業主 ・事業主団体等	雇用保険被保険者
② 教育訓練休暇等付与コース		
有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 ※令和4年度から令和8年度までは、本コースで「長期教育訓練休暇制度」及び「教育訓練短時間勤務制度」は適用せず、 ③の人への投資促進コースで実施	事業主	雇用保険被保険者
③ 人への投資促進コース		
・高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練について助成 ・情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練について助成 ・定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練について助成 ・自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主に対して助成 ・長期教育訓練休暇等制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	事業主	雇用保険被保険者
④ 事業展開等リスクリング支援コース		
事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	事業主	雇用保険被保険者

2 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等	賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)			
	賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}			
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT 760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-	
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}	-	-
OJT		-	-	-	-	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)	
② 教育訓練休暇等付与コース		-	-	30万円	36万円	-	-	
③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ^{※4}	-	75%	-	-	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)	-	-
		OJT	-	-	-	-	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度		6,000円 ^{※5}	7,200円 ^{※5}	20万円	24万円	-	-
教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-	
④ 事業展開等リスクリング支援コース	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	-	-	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。 ※2 非正規雇用を維持した場合の助成率。 ※3 正社員化した場合の助成率。

※4 国内の大学院を利用した場合に助成。 ※5 有給休暇の場合のみ助成。1人1日当たりの助成額。

※6 訓練終了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して

当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算。

お問い合わせ先：茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-297-7235 担当 赤須、茅根

賃金引き上げに向けた 「同一労働同一賃金」対応説明会を開催します！ ～ 8月29日、9月5日、10月5日（全3回）～

CHECK!



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

「同一労働同一賃金」とは

「働き方改革関連法」の改正の一つで、パートタイム労働者・有期雇用労働者等の「**公正な待遇の実現**」を目的としてパートタイム・有期雇用労働法（2021年4月1日より全面施行）、労働者派遣法（2020年4月1日より施行）が改正されました。

「同一労働同一賃金」が目指す働き方

同一企業内における**正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消**の取組を通じて、どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにします。

Microsoft
teamsによる
オンライン開催！
参加無料

各回の定員
200名

1つのWeb会議に参加可能なユーザーの上限は200です

QRコードもしくは「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」によりお申し込みください。
【サイトURL】 <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

開催日時

各回ともに同一の内容になります。13:40～入室可能

- ① ~~令和5年8月29日（火）14:00～15:45~~ 終了しました
- ② ~~令和5年9月5日（火）14:00～15:45~~ 申込終了しました
- ③ 令和5年10月5日（木）14:00～15:45 9月28日まで
申込可能です！



説明内容

1. 概要 同一労働同一賃金の概要

- 統計でみるパートタイム・有期雇用労働者の現状
- 「パートタイム・有期雇用労働法」とは ～「パートタイム・有期雇用労働法」が目指す社会～
- 同一労働同一賃金の比較対象 など

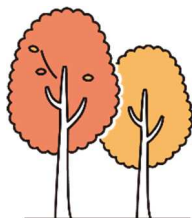
2. 詳細 同一労働同一賃金のための具体的な企業の取組

- 自社の待遇の点検は大丈夫？ ～職務分析の方法について～
- 不合理な待遇の禁止とは？ ～同一労働同一賃金ガイドラインの概要～
- 企業はどのように取組んだらいいの？
- 判例の紹介 など



3. 支援 企業に対する支援 ～助成金のご案内～

- どのような助成金があるの？
- どのような企業が申請できるの？
- 申請のための手続きはどのようなことをすればよいの？ など




労働委員会の窓から


令和5年6月1日～令和5年7月31日



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。


🍁 今期の事件の状況

 **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)
 ……当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**2件**です。

 **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 ……当該期間中に新規申請が**1件**ありました。係属中の事件は**1件**です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項
R 5 (調) 第3号事件	旅客鉄道	R 5. 6. 28 労働組合	団体交渉における確認事項の遵守

 **個別あっせん事件** (個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
 ……当該期間中に新規申請はありませんでした。**1件**が終結し、**1件**が係属中です。

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
R 5 (個) 第1号事件	学術、 研究開発	R 5. 4. 13 労働者	申請者の求める事項に係る話し合いの場を設けること	被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったため、打切りとして終結した。 (終結までの所要日数82日)



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

秘密厳守！

労使間のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

個別的労使紛争のあっせんに係る

労働相談会

パワハラ

解雇

まずは
ご相談ください！



- ◆労働問題に関する豊富な知識と経験がある茨城県労働委員会委員（弁護士、労働組合役員、会社役員など）が、ご相談に応じます。
- ◆労働者、使用者どちらからのご相談もお受けいたします。
- ◆正社員、契約・派遣社員、パート、アルバイトなど雇用形態は問いません。

	日時	会場
第1回	10月11日（水） 14:00～17:00	県庁23階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町978-6）
第2回	10月19日（木） 17:00～19:00	
第3回	10月27日（金） 14:00～17:00	

- ◆**面談**または**電話**により相談を行います。
- ◆**事前予約制**です。前日までに、お電話でご予約ください。

ご予約
お問い合わせ

茨城県労働委員会事務局

受付時間 8:30～17:15
（土日祝日を除く）

TEL:029-301-5563

【相談事例】

労働者個人から

- ◆職場の先輩からパワハラ・嫌がらせを受けた。上司に相談したが、十分な対応をしてくれない。
- ◆勤務先の社長から、会社の経営が厳しいから辞めてくれと言われた。退職しなければならないのか。
- ◆仕事でミスをしたことを理由に突然解雇された。解雇理由に身に覚えがない。解雇に納得がいかない。

使用者から

- ◆社員に配転命令をしたが、理由なく拒否された。
- ◆社員から高額な退職金の上乗せを求められて困っている。
- ◆経営不振で労働条件を変更したいが社員との話し合いがうまくいかない。

労働委員会とは・・・

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労使間のトラブルを解決するための行政機関です。

あっせんとは・・・

「あっせん員」が、労使間のトラブルについて、公正・中立な立場で労使双方の主張を確かめ、解決に結びつく合意点を探りながら、話し合いにより解決されるよう支援する制度です。

労働委員会の主な業務

無 料

秘密厳守

- 1 労働組合と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(あっせん・調停・仲裁)
- 2 労働者個人と使用者とのトラブル解決をサポートします。
(個別的労使紛争のあっせん)
- 3 不当労働行為の審査を行い、必要な救済命令を出します。

<ご相談とお問い合わせはこちらまで>

茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町978-6(県庁23階)

TEL 029-301-5563(労使紛争のあっせん等)

TEL 029-301-5568(不当労働行為の審査)

E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>



茨城労働Seed

9月号 第737号

茨城県産業戦略部労働政策課

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

令和5年9月発行

TEL 029-301-3635

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>